

平成八年（ワ）第一〇号 診療報酬請求事件

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一二年八月一八日

右被告指定代理人

近藤裕之

渡邊敬治

菅 弘美

多田英臣

苅宿日登志

右被告訴訟代理人

川本 務

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

第一 事案の概要と争点	9
一 事案の概要	9
二 争点	10
第二 当事者	10
一 原告の地位	11
二 被告の地位、業務	11
1 目的、業務	11
2 委託契約と診療報酬の審査、支払	12
3 審査委員会	13
第三 本件診療報酬請求の審査、支払の根拠	13
一 健康保険法に係る診療報酬請求の審査、支払方法	14
二 国家公務員共済組合法に係る診療報酬請求の審査、支払方法	15
第四 本件減点査定の適法性	17
一 原告のなした治療行為	17
二 原告の診療報酬請求	21
三 減点査定	22
四 再審査の申出等	23
五 本件減点査定の適法性	24
第五 原告の主張に対する反論	30
一 原告の主張	30
二 保険発二五号通知と歯周治療用装置の点数算定要件	30
1 保険発二五号通知の定め	30
2 歯周治療用装置の点数算定要件	32
三 本件被覆冠一について	32

1	診療の経過	32
(一)	適応検査、精密検査等	33
(二)	一連の歯周初期治療と再評価検査	34
(三)	修復物の除去とその後の処置	36
(四)	メタルコアの印象採得と本件被覆冠一の装着等	37
2	「治療計画書に基づく」ものか否かについて	38
(一)	治療計画書、カルテ本体の記載内容	38
(二)	原告の陳述書(甲第二〇号証)について	40
3	「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否かについて	41
(一)	本件被覆冠一の装着時期について	41
(二)	原告の主張に対する反論	42
4	「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて	43
(一)	歯周疾患の治療目的の有無	43
(二)	原告の主張等に対する反論	45
5	まとめ	48
四	本件被覆冠二及び三について	49
1	診療の経過	49
(一)	適応検査、精密検査等	50
(二)	歯周初期治療等	51
(三)	古いブリッジの除去と本件被覆冠二及び三の除去	53
(四)	メタルコアの印象採得、ブリッジの装着	55
2	「治療計画書に基づく」ものか否かについて	56
(一)	治療計画書、カルテの記載について	56
(二)	原告の陳述書(甲第二〇号証)について	58
3	「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否か	59
4	「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて	61
(一)	本件被覆冠二及び三の装着と歯周治療の関係	61
(二)	原告の主張に対する反論	62
5	まとめ	64
第六	結論	65

準備書面(一三)

被告は、これまでの審理の結果、ことに、本件における減点査定の理由及び主張・立証責任等を踏まえ、被告の主張を整理、敷衍して次のとおり述べる。

第一 事案の概要と争点

一 事案の概要

本件は、保険医療機関の指定を受け歯科医院を開設する保険医である原告が、二

名の患者に対する歯槽膿漏等の治療に当たり装着した被覆冠が、健康保険法四三条の九を受けた厚生大臣の告示に係る「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」の「歯周治療用装置」に該当するとして、保険者から診療報酬の審査、支払の委託を受けた被告に対し、右告示所定の点数を算定して診療報酬請求(以下「本件診療報酬請求」ということがある。)をしたところ、被告が、右被覆冠は「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」であり、その評価は歯冠修復の所定点数に含まれ、原告の主張する「歯周治療用装置」の算定要件に該当しないとして、減点査定をし、診療報酬の支払を拒んだため、原告が右減点査定に係る診療報酬相当額の支払を求めている事案である。

二 争点

本件の争点は、原告がその患者二名に対して装着した本件被覆冠が最終的治療である歯冠修復に係る一連の診療行為としての暫間被覆冠に当たり、原告の主張する「歯周治療用装置」の算定要件に該当しないか否かである。

第二 当事者

一 原告の地位

原告は、訴状の肩書住所地において外川歯科医院を開設する歯科医師であり、同医院は、健康保険法四三条の三に基づく保険医療機関の指定を受け、原告は、同法四三条の二に基づく保険医の登録を受けている。

二 被告の地位、業務

1 目的、業務

被告は、社会保険診療報酬支払基金法(以下「基金法」という。)に基づき設立された法人であり(基金法二条)、政府等の保険者が健康保険法等の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、右各給付に係る診療担当者に対して支払うべき診療報酬の支払、診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことを目的とする(基金法一条)。

被告は、右目的を達成するため、各保険者から、毎月、その保険者が過去に要した診療報酬金額のうち一定額の委託を受け、診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生大臣の定めるところにより算定した金額を支払い、右診療報酬請求書の審査を行うこと(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。)等をその業務とする(基金法一三条一項)。

2 委託契約と診療報酬の審査、支払

被告は、右業務を行う場合、保険者と委託契約を締結することとされ(基金法二二条四項)、被告は、右委託契約を締結した場合、診療担当者に対し、その請求に係る診療報酬につき自ら審査したところに従い自己の名において支払をする法律上の義務を負う(最高裁判所昭和四八年一二月二〇日第一小法廷判決・民集二七巻一一号一五九四ページ)。

3 審査委員会

被告は、診療報酬請求書の審査を行うため、従たる事務所ごとに審査委員会を設けるものとされ、審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表す

る者及び学識経験者のうちから委嘱され(基金法一四条一項、二項)、審査の公平が図られている。

第三 本件診療報酬請求の審査、支払の根拠

本件では、原告がその患者であった吉田真喜子(以下「吉田」という。)及び阿部悦子(以下「阿部」という。)に係る診療報酬請求について被告のした減点査定の適否が問題となるが、以下のとおり、阿部については健康保険法が、吉田については国家公務員等共済組合法がそれぞれ適用され、診療報酬請求の審査、支払の根拠法令が異なる。

一 健康保険法に係る診療報酬請求の審査、支払方法

健康保険法四三条の四第一項は、保険医療機関等は、当該医療機関において診療に従事する保険医等に命令の定めるところにより診療等に当たらせるほか療養の給付(同法四三条一項の規定する診察、薬剤又は治療材料の支給、処置手術その他の治療等)を担当するものと規定している。右規定を受けて「保健医療機関及び保健医療養担当規則」(昭和四二年四月三〇日厚生省令第十五号乙第八号証)、以下「療養担当規則」という。)が定められている。

また、保険医療機関等が保険者に請求し得る療養の給付に関する費用(診療報酬)の額は、療養に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額であり(健康保険法四三条の九第一項)、療養に要する費用の額は、厚生大臣の定めるところにより算定される(同条第二項)。右規定を受けて「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」(平成六年三月一六日厚生省告示第五十四号(乙第九号証)、以下「算定告示」という。)が定められている。

そして、同法四三条の九第四項は、保険者は、保険医療機関等から診療報酬の請求があったときは、療養担当規則、算定告示の定めにより、これを審査した上、支払うものとするとして規定する。保険者は、基金法一三条四項に基づき右審査、支払について被告と委託契約を締結している。

二 国家公務員共済組合法に係る診療報酬請求の審査、支払方法

国家公務員共済組合法五八条一項は、保険医療機関等は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養、診療等に当たらないと規定している。

また、同法五五条五項は、組合員が同条一項三号の保険医療機関等から療養の給付を受けた場合、組合は、療養に要する費用から組合員が支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額を当該保険医療機関等に支払うものとするとして規定している。そして、同条六項は、右の療養に要する費用の額は、健康保険法四三条の九第二項の規定に基づき厚生大臣の定めたところにより算定した金額とするとして規定している。

したがって、組合員が保健医療機関等から療養の給付を受けた場合に、当該保険医療機関等の組合に対する右療養の給付に関する費用(診療報酬)請求の審査、支払方法は、健康保険法上の保険医療機関等のそれと同一であり、組合は、療養担当規則、算定告示に照らし、右請求を審査した上、その支払をすることになる。組合は、

基金法一三条四項に基づき右審査、支払について被告と委託契約を締結している。

第四 本件減点査定の適法性

一 原告のなした治療行為

1 吉田関係(乙第一号証、第二二号証の一。なお、甲第六号証)

(一) 原告は、吉田に対し、平成五年一月六日から平成七年六月二三日までの間、右上七番及び同四番ないし左上五番、右下六番ないし左下五番の歯牙についての歯槽膿漏(P)、左上二番、一番、右上一番、二番についての歯根膜炎(Per、虫歯が深く歯の内部へ進行した状態)に関する歯科治療を実施した。

(二) この間、原告は、診療録の治療計画書の欄に治療計画を記載し、適応検査、精密検査を行い、その後、歯周初期治療(除石)、歯科衛生士の実地指導、歯周疾患指導、プラークの除去、感染根管措置などを繰り返し実施し、発赤、腫脹、排膿などの症状を漸次改善させた。

(三) 原告は、TEKや除石、プラーク処置などを繰り返し、平成七年六月六日、歯根膜炎を起こしている右上一番、二番、左上一番の歯牙につき、メタルコアーの印象を採得(なお、メタルコアーの印象採得は左上二番についても実施)の上、被覆冠(以下「本件被覆冠一」という。)を装着した。しかし、原告は、右本件被覆冠一の装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として一五〇点(五〇点×三)を算定した。

(四) 原告は、同月一三日、前記右上一番、二番、左上一番、二番の歯牙に銀合金メタルコアーを装着して支台を築造し、点数として六四〇点(一六〇点×四)を算定し、同月二三日、同歯牙に硬質レジン前装冠を装着し、点数として五六八〇点((一四一三点十七点)×四)を算定した。なお、原告は、前記四歯に前装冠を装着するために歯冠形成、印象採得、咬合採得を行っているが、これらに関し、点数として合計二九一六点(六五五点×四十六〇点×四十一四点×四)を算定した。

2 阿部関係(乙第二号証、第二二号証の二、なお、甲第七号証)

(一) 原告は、阿部に対し、平成六年一月七日から平成七年八月一日までの間、右上七番、六番、同四番ないし左上七番、右下八番、七番及び同五番ないし左下五番、七番の各歯牙についての歯槽膿漏(P)、左上四番についての歯根膜炎(Per)に関する歯科治療を実施した。

(二) この間、原告は、診療録の治療計画書の欄に治療計画を記載し、適応検査、歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導、精密検査、除石、感染根管措置などを行い、発赤、腫脹、排膿などの症状を漸次改善させた。

(三) 原告は、平成七年七月四日、右上六番の歯牙につき、被覆冠(以下「本件被覆冠二」という。)を装着し、右装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として五〇点を算定した。原告は、同月一九日、右上六番の歯牙に歯冠形成(生PZFK)を行い、点数として二九〇点を算定した。

(四) また、原告は、右同月四日右上四番の歯牙のメタルコアーを除去し、同月一二日、メタルコアーの印象を採得の上、同歯牙及び右上五番の歯牙に被覆冠(以下「本件被覆冠三」という。)を装着し、右装着に関し、診療録に「歯周治療用装

置ヒフク冠 set」と記載し、点数として一〇〇点(五〇点×二)を算定した。

原告は、同月一九日、右上四番の歯牙に銀合金メタルコアを装着し、点数として一六〇点を算定し、同日、同歯牙に歯冠形成(失PzFCK)を行い、点数として一五五点を算定した。

(五) 右上四番、五番、六番の歯牙について、同月一九日、ブリッジの印象採得が行われ(二七〇点)、また、リテイナーが装着され(一〇〇+七×二)、同月二八日、右上四番、六番に鑄造歯冠修復(五八七点十六三九点十五八四点)がなされた。

二 原告の診療報酬請求

原告は、吉田に対する診療に当たり、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯について装着した本件被覆冠一を、阿部に対する診療に当たり、同年七月四日、右上六番の歯に装着した本件被覆冠二及び同月一二日、右上四番、五番の歯に装着した本件被覆冠三をいずれも算定告示所定の「歯周治療用装置」に当たるとして(以下、右被覆冠一ないし三を併せて「本件各被覆冠」という。)、一歯につき五〇点を算定して被告に対し診療報酬請求をした(乙第一、第二号証)。

三 減点査定

これに対し、岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、本件各被覆冠がいずれも右「歯周治療用装置」には該当せず、本件被覆冠一については、「過剰と認められる手術」(Bケ)に、本件被覆冠二及び三については「不適當又は不必要と認められる手術」(Dケ)に当たるとして、それぞれ減点査定をし(以下「本件各減点査定」ということがある。)、その旨原告に通知した(乙第四、第五号証)。なお、前者は、被覆冠であって「手術」ではなく、「処置」であることが明白であるから、「過剰と認められる処置」(Bケ)が正しく、後者も同様であるから、「不適當又は不必要と認められる処置」(Dケ)が正しい(被告の準備書面一の第一、四、3)。

付言すると、右にいう過剰とは、当該措置が医療措置として過剰であり、不適切であるという意味ではなく、当該措置は「歯周治療用装置」としては過剰であるという意味にすぎない。

四 再審査の申出等

原告は、本件各減点査定を不服として、本件被覆冠一の減点査定について平成七年九月八日付けで、本件被覆冠二及び三の減点査定について同年一〇月六日付けで、それぞれ再審査の申出をした(甲第一、第二号証の各一、二)。

これに対し、審査委員会は、平成七年一〇月一七日付けで、本件各被覆冠は「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」であり、右一連の診療行為の所定点数に含まれるとして、再審査結果を原審どおりとする決定をし、そのころ、その旨原告に通知した(甲第四号証)。

五 本件減点査定の適法性

1 歯科点数表に関する厚生省の通達等をまとめた出版物である「歯科点数表の解釈」(乙第二一号証)によれば、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤の費用は、

それぞれの所定点数に含まれる。(平成六・三・一六保険発二五)」と記されており、歯冠修復等に係る暫間被覆冠等の右一連の診療行為は、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造(メタルコアを含む)、印象採得、装着(歯冠修復物、ブリッジ等の装着を含む。)、充填(銀錫アマルガムの充填等を含む。)など広義における歯冠修復等の医療行為に関する点数に含めて評価すべきこととされている。

その趣旨は、歯冠修復等の医療行為を適正に行うためには、補填物を除去し、歯肉を圧排、整形するなどし、修復すべき歯の印象を採得し、歯冠等を築造の上、最終的な歯冠修復等を行う必要があるが、最終的歯冠修復がなされるまでの間、当該歯部がいわば穴の開いた状態となることが多いことから歯の審美性を保持し、細菌感染等を予防するため、一時的に被覆冠を装着するなどの必要が生ずることが通例である上、かかる場合の被覆冠は、最終的な歯冠修復等がなされるまでの短期間における暫定的措置としてなされるものであるから、費用も高額となることはなく、しかして、前記歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等については、これらの措置が採られることを見込んで、比較的高目の点数を設定していることを総合考慮し歯冠修復等に係る暫間被覆冠等の右一連の診療行為は、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、装着など広義における歯冠修復等の医療行為に関する点数に含めて評価すべきものとしたものである。

したがって、暫間被覆冠等について独立した医療行為としての点数算定を行うことは誤りであって、実質上の二重評価にほかならず、許されない。

2 そこで、まず、本件被覆冠一についてこれをみると、前記のとおり、原告は、平成七年六月六日、歯根膜炎を起こしている右上一番、二番、左上一番の歯牙につき、メタルコアの印象を採得の上、本件被覆冠一を装着し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として一五〇点(五〇点×三)を算定したこと、右三歯に左上二番の歯を加えた四歯は、その一週間後の同月一三日、銀合金メタルコアを装着して支台を築造し、点数として六四〇点(一六〇点×四)を算定したこと、同月二三日、同歯牙に硬質レジン前装冠を装着し、点数として五六八〇点((一四一三点十七点)×四)を算定したこと(なお、右記四歯に前装冠を装着するために歯冠形成、印象採得、咬合採得に関し、点数として合計二九一六点(六五五点×四十六〇点×四十一四点×四)が算定済みである)がそれぞれ認められる。そうすると、本件被覆冠一は、最終治療である支台築造、硬質レジン前装冠装着に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であり、右被覆冠の点数は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきであるから、これを独立の医療措置として点数評価することは実質上の二重評価に当たり相当ではない。

3 また、本件被覆冠二、三についてこれをみると、前記のとおり、原告は、平成七年七月四日、右上六番の歯牙の冠を除去し、同歯牙に本件被覆冠二を装着し、点数として五〇点を算定し、同日、右上四番の歯牙のメタルコアを除去し、同月一二日、メタルコアの印象を採得の上、同歯牙及び右上五番の歯牙に本件被覆冠三を装着し、右装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、

点数として一〇〇点(五〇点×二)を算定し、同月一九日、右上四番の歯牙に銀合金メタルコアを装着し、点数として一六〇点を算定し、同歯牙に歯冠形成(失PzFCK)を行い、点数として一五五点を算定したこと、同日、この右上四番、六番には、同五番をまたいでブリッジの印象採得が行われ(二七〇点)、リテーナーが装着されたこと(一〇〇十七×二)、同月二八日、右上四番ないし六番に鑄造歯冠修復(五八七点十六三九点十五八四四点)がなされたことがそれぞれ認められる。

そうすると、本件被覆冠二、三も、最終治療である鑄造歯冠修復等に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であり、右被覆冠の点数は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきであるから、これを独立の医療措置として点数評価することは実質上の二重評価に当たり相当ではない。

２ したがって、本件被覆冠一ないし三に関し、独立の医療措置としての点数評価を認めず、これらを減点査定した被告の処分は適法というべきである。

第五 原告の主張に対する反論

一 原告の主張

これに対し、原告は、本件被覆冠一ないし三が点数表の「歯周治療用装置」に該当すると主張して、これに関する診療報酬を請求する。かかる主張が失当であることはこれまで述べたところから明らかであるが、念のため、被告は、右主張に対し、以下のとおり反論する。

二 保険発二五号通知と歯周治療用装置の点数算定要件

1 保険発二五号通知の定め

厚生省保険局医療課長及び厚生省保険局歯科医療管理官の都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長宛て保険発第二五号平成六年三月一六日付け「新診療報酬点数表の制定(昭和三三年告示の全部改正)等に伴う実施上の留意事項について(通知)」(乙第一一号証以下「保険発二五号通知」という。)は、歯周治療用装置について、「治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」と定義している(同通知の〔検査〕、〈検査料〉の4、(1)(乙第一一号証の二〇六ページ))。

保険発二五号通知は、算定告示の解釈指針となるものであり、右各定めもP・型治療における歯周治療装置の位置付け、機能等を念頭に置いてその点数算定要件を明らかにしたものであり、その定めには算定告示の解釈準則としての相当性、合理性が認められる。

したがって、右各処置の点数算定は、右通知に従ってなされるべきであるが、右通知の解釈に当たっては、歯科医学の常識として確立されたP・型治療のルールを踏まえるべきことはもとより当然である。

2 歯周治療用装置の点数算定要件

前述のとおり、保険発二五号通知によれば、歯周治療用装置は、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と

咬合の回復のために行う場合に所定の点数算定が認められる。そこで、以下、項を改め、本件被覆冠一ないし三が右の場合に該当するか否かにつき、本件における事実関係を踏まえ検討する。

三 本件被覆冠一について

1 診療の経過

吉田の歯科診療録(甲第六号証)によれば、吉田の外川歯科医院の初診は平成五年十一月六日であり、平成六年六月七日から平成七年四月一七日までの通院中断期間を挟んで平成七年六月二三日までの間、原告の診療を受けている。右診療録からうかがわれる左上二番、一番、右上二番の歯牙についての歯周治療の経過は次のとおりである。

(一) 適応検査、精密検査等

前記診療録(甲第六号証)によれば、右上二番、一番、左上二番の歯牙を含む右上七番及び同四番ないし左上五番、右下八番ないし左下七番の各歯牙が軽度(P1)の歯槽膿漏に罹患していると診断され、平成五年十一月一三日に適応検査を、同月二〇日に精密検査をそれぞれ行った旨の記載があり、これに続けて治療計画書、再評価検査の記載がある(同号証の一枚目ないし七枚目、第一〇号証の四枚目)。

(二) 一連の歯周初期治療と再評価検査

また、カルテ本体(同号証の六枚目以下)には、平成五年一二月四日の欄に、左上二番、一番、右上二番の歯牙を含む左上三番ないし右上三番の歯牙について、「歯周初期治療(除石)」の、同月二九日の欄に、右上二番一番左上二番の歯牙を含む右上七番及び同四番ないし左上五番の歯牙について「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載がある。

平成六年一月一二日の欄には、同じ右上七番及び同四番ないし左上五番の歯牙について、「再P除石」、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり発赤、腫脹、排膿の各項目には、いずれも「改善」に丸印が記されている。同月二八日の欄には、同歯牙について、「再P除石」の、同年二月五日の欄には、同歯牙について、同年一月一二日と同じ「再P除石」、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、やはり発赤、腫脹、排膿の各項目には、いずれも「改善」に丸印が記されている。

また、同歯牙について、同年三月一五日、同月一九日及び同月二三日の各欄には、それぞれ「再P除石」の記載があり、同年四月六日の欄には、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目にはいずれも「改善」に丸印が記されている。

同歯牙について、平成六年五月一七日の欄には、「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載があり、これに続く同月二四日、同月三一日、同年六月七日の各欄にはそれぞれ「再P除石」、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目は、いずれも「改善」と記され、その後、吉田は通院を中断している。

(三) 修復物の除去とその後の処置

治療再開後の平成七年四月一七日の欄には、同歯牙について「歯周疾患指導管理

科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目は、いずれも「改善」と記されている。同月一八日の欄には、同歯牙について「再P除石」の記載がある。

同月二五日の欄には、左上一番の歯牙について「メタルコアー除去」の記載があり、同月二七日の欄には、右上二番、一番の歯牙について「前装FCK除去」の記載がある。

同年五月一日の欄には、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目は、いずれも「改善」と記されている。また、同日及び同月八日の各欄には、右上二番、一番、左上一番の歯牙について「RCT」の記載がある。

また、同月一〇日、一一日の各欄には、それぞれ左上一番の歯牙について「TEK」の記載があり、同月二四日の欄には、右上七番及び同四番ないし左上五番の各歯牙について「再P除石」の記載があり、同月二六日、二九日ないし三一日、同年六月五日の各欄には、右上二番の歯牙について、いずれも「TEK」の記載がある。

(四) メタルコアーの印象採得と本件被覆冠一の装着等

以上の経過の後、同年六月六日の欄には、左上二番、一番、右上一番の各歯牙について、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載(発赤、腫脹、排膿欄はいずれも「改善」と記されている。)に続けて、同歯牙について「メタルコアーinP」、「歯周治療用装置ヒフク冠set」と記載があり、右被覆冠が被告の減点査定に係る本件被覆冠一である。

その一週間後である同月一三日の欄には、メタルコアーの印象採得を行った左上二番、一番、右上一番の歯牙について「銀合金メタルコアーSet」、「失PZ硬質レジン前装冠」(歯冠形成、硬質レジン前装冠装着のため歯を削ることである。)及び「TEK」の記載があり、同月二三日の欄には、同歯牙について「硬質レジン前装冠Set」の記載がある。

2 「治療計画書に基づく」ものか否かについて

(一) 治療計画書、カルテ本体の記載内容

原告は、平成六年一月二〇日、吉田の治療計画書を作成したとし、前記診療録(甲第六号証の三枚目)には、治療計画書の記載がある。

しかし、右治療計画書には、予定した処置の内容として「除石」、「RCT」(根管治療)の記載があるのみで、本件被覆冠一については何らの記載もない。また、同診療録の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」欄(同号証の四、五枚目)にも、平成五年一二月二九日、平成六年三月五日、同年五月一七日、平成七年四月一七日の各欄にいずれも「変更なし」との記載が存するのみで、やはり本件被覆冠一の装着に関する記載はない。

のみならず、カルテ本体(同号証の六枚目以下)にも本件被覆冠一の装着が予定されていたことをうかがわせるような記載は存しない。

また、前記のとおり、右上二番、一番、左上一番の各歯牙については、精密検査後、一連の歯周初期治療(除石)、再評価検査、歯周疾患指導管理が行われ、途中で修復物が除去されているが、右治療期間中は治療用被覆冠は一切用いられず、逆に治療用のものでないTEK(暫間被覆冠)が用いられるなどしている。そして、最終的

治療の一環としてのメタルコアの印象採得が行われる段階に至ってから本件被覆冠一が用いられている。

これは、P・型の治療手順に則ったものとは解し難く、右治療経過からしても、本件被覆冠一があらかじめ計画された治療用の処置の一環として用いられたものであるとは到底認め難い。

以上のことからすれば、右被覆冠が治療計画書に基づくものといえないことは明らかである。

(二) 原告の陳述書(甲第二〇号証)について

原告の陳述書中には、治療計画書の「除石」、「RCT」の記載からは、歯周治療用装置の装着が予定されていることが当然に読みとれるかのような記述がある(甲第二〇号証の三二ないし三五ページ)。

しかし、除石やRCT(根管内容物の除去、根管清掃等を行うことである(乙第一七号証の一九ページ。))は、歯周病や齲蝕症の基本的治療であって、これらの処置から歯周治療用装置の装着等が当然に予定されているということはできず、前記記述は採用し得ない。

3 「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否かについて

(一) 本件被覆冠一の装着時期について

本件被覆冠一の装着はメタルコアの印象採得と同時にされていることは、前記診療録から明らかである。メタルコアは、最終的な修復物(吉田の場合、硬質レジン前装冠)の支台鑄造物であって前装冠の装着と一体不可分のものであるから、まさに最終的治療の一環にほかならない。そして、前記診療経過のとおり、同月一三日には、銀合金メタルコアを装着するとともに、最終的な修復物装着のための歯冠形成を行い、本件被覆冠一を「TEK」に付け替えている。したがって、本件被覆冠一が用いられたのは、メタルコアの印象採得から次の受診日までのわずが一週間にすぎないことになる。

したがって、本件被覆冠一が最終的治療を行う段階で用いられたものであることは明らかであり、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものに該当しない。

(二) 原告の主張に対する反論

原告の陳述書中には、メタルコアは、歯冠修復物の土台であって、歯冠修復物そのものではなく、算定告示上の点数も歯冠修復物とは別個に算定されるから、メタルコアの印象採得に着手したとしても、「最終的な治療としての歯冠修復」に着手したとはいえないとの記述がある(甲第二〇号証の二〇ページ)。

しかし、メタルコアは、歯冠修復物とは材質や点数算定要件が異なるとはいっても、その土台にほかならず、これなしで最終的な歯冠修復物の装着は不可能であるから、その印象採得は、治療段階からみれば最終的治療の一環であることに変わりはない。したがって、右記述は採用し得ない。

4 「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて

(一) 歯周疾患の治療目的の有無

本件被覆冠一が歯周治療用装置としての「被覆冠」に該当するといえるには、それが「咬合の回復と残存歯の保護」のため、すなわち、歯周組織の維持、改善という歯周疾患の積極的治療のために用いられたものであることを要する。

しかるに、前記診療経過のとおり、本件被覆冠一が用いられた右上二番一番、左上一番の歯牙については、右最終的治療に至るまでの間、除石その他の歯周治療や再評価検査が繰り返し行われ、その間の歯周疾患指導管理には、発赤、腫脹及び排膿の各項目に一貫して「改善」と記され、右各歯牙について古い修復物を除去した後も治療用被覆冠を装着しないまま歯周治療が続けられ、メタルコアの印象採得に至ってから本件被覆冠一が装着されている。

そうすると、少なくともメタルコアの印象採得に至った時点では、既に歯肉の状態は、十分改善されていたものとみるのが自然であり(前記のとおり、もともと吉田の歯周炎の程度が軽症であった。)、右印象採得時からその装着時までのわずか一週間、装着されたにすぎない右被覆冠が、右最終的治療とは独立の治療用のものであったとは到底評価し難い。

したがって、右被覆冠は「咬合の回復と残存歯の保護」のためのものには該当しない。

(二) 原告の主張等に対する反論

原告は、本件被覆冠一の装着時点における吉田の歯肉の状態は、かなり改善しつつあったとはいえ十分ではなかったと主張し(平成八年一〇月一日付け準備書面の五)、原告本人尋問の結果中には、これに沿う部分がある。

しかし、本件被覆冠一装着時の診療録の右上二番及、一番、左上一番の歯牙の発赤、腫脹及び排膿の各項目がいずれも「改善」と記されていることは前記のとおりである。また、同箇所「指導内容及び指導計画」欄にも、「移動が早くなならないように気をつけながら、一歯磨きをするよう話す」と口腔清掃に関する一般的指導内容が記されているのみで、歯肉の状態については何らの記載もない。これらの記載に照らせば、右時点で原告のいう治療の必要な炎症が存したというのはいかにも不自然である。

原告は、「改善」は「治癒」とは意味が異なるとも供述するが、原告のいうとおりであるとすれば、「改善」に至る前の古い修復物を除去した段階ないし歯周初期治療の段階ないしでは治療用被覆冠(歯周治療用装置)を用いずに治療を継続し得たのに、最終的治療に着手したメタルコアの印象採得の段階に至ってから何故これを装着する必要性が生じたのかおよそ理解し難い。

また、原告は、本件被覆冠一の装着は、メタルコア装着までの間、咬合の回復と歯根膜の廃用性萎縮を防ぎ、残存歯を保護する目的によるものであったとも主張する(陳述書(甲第二〇号証)の第三、三、1)。

しかし、歯周治療装置による咬合の回復や歯根膜の保護等は、長期にわたる歯周組織の維持、改善に繋がる場合に、最終的処置とは独立の処置として特に高い点数算定が認められているのであり、歯周組織の維持、改善が既に終了した段階の最終

的処置であるメタルコア装着までのわずか一週間装着された右被覆冠は、右治療目的に資するものとは解し得ず、右最終的処置の一環とみるほかはない。

また、本件被覆冠一が歯周組織の治療のためのものであったとすれば、装着後、一か月程期間をおいて再評価検査を行い、歯肉の改善の度合いを確認した上で最終的治療に着手するのが当然の順序であるところ、本件では、再評価検査を行われた形跡もなく、わずか一週間後にはメタルコア一が装着されている。

これらのことからすれば、本件被覆冠一が歯周治療目的で装着されたとは到底解し得ず、原告の前記主張等は採用し得ない。

5 まとめ

以上のとおり、本件被覆冠一は、一連の診療経過における位置付け、装着時期や装着期間、装着目的からして、最終的処置であるメタルコアの印象採得とは独立の歯周組織の維持、改善に資するものとして、メタルコアの点数に加え特に高い点数を算定するに値するものとは評価し得ない。

むしろ、右被覆冠は、メタルコアないし最終的な修復物としての硬質レジン前装冠の装着までの間、一時的に歯の外観の審美性保持のために用いられた(右被覆冠が装着された右上二番、一番、左上一番の歯牙はいずれも前歯である。)暫間被覆冠とみて、メタルコアの点数及び歯冠形成、印象採得、咬合採得の点数に含めて評価するのが相当である(証人鴨井調書)。

したがって、右被覆冠について、歯周治療用装置の点数算定は認められず被告の減点査定は適法である。

四 本件被覆冠二及び三について

1 診療の経過

阿部の診療録(甲第七号証)によれば、阿部が外川歯科医院において、本件被覆冠二を装着した右上六番、本件被覆冠三を装着した右上四番、五番の各歯牙(右上五番の歯は人口歯であり、右上四番から同六番にかけて古いブリッジが装着されていた。)の治療を受けた期間は、平成六年一二月七日から平成七年八月一日までである。右診療録からうかがわれる阿部の診療経過は次のとおりである。

(一) 適応検査、精密検査等

阿部は、初診時である平成六年一二月七日、本件被覆冠二及び三を装着した前記各歯牙を含む右上七番、六番及び同四番ないし左上七番、右下八番、七番及び同五番ないし左下五番、七番の各歯牙が軽度(P1)の歯槽膿漏に罹患していると診断され、同月七日、適応検査を、同月一九日精密検査を受けた。そして、前記診療録の右各検査の記載に続けて、治療計画書、再評価検査の各欄の記載が存する(甲第七号証の一枚目ないし六枚目)。

(二) 歯周初期治療等

前記診療録(甲第七号証)の平成七年一月一九日の欄には、右上七番、六番及び四番の各歯牙について「歯周初期治療 除石」の記載がある。同年二月三日の欄には、右各歯牙を含む前記歯槽膿漏の診断を受けた各歯牙について、歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤、腫脹及び排膿の各項目は、いずれも「改善」に丸印が記

されている。

同月二四日の欄には、本件被覆冠二及び三を装着した各歯牙を含む右上七番、六番、四番及び同二番ないし左上七番の各歯牙について「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載があり、また、同年三月三日の欄には歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤、腫脹及び排膿の各項目はやはり「改善」と記されている。右欄の「指導内容および指導計画」には、「かなり磨き方もうまくなっているし、プラークもあまり残っていないので、この状態を常に保てるようにいつもいねいに磨くように話す」との記載がある。また、右記載に続けて「再P除石」の記載があり、同年三月一〇日、同月一四日にも同記載がある。

同年四月一日の欄には、軽度の歯槽膿漏に罹患しているとされた前記(一)の各歯牙について、歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤、腫脹及び排膿の各項目は、いずれも「改善」と記され、「指導内容および指導計画」には、「きれいに磨いているようなので、このままバス+スクラビング法を用いて磨くよう話す。」との記載がある。

同年五月八日の欄にも、同歯牙について歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤等の各項目の記載は前記同様であり、「指導内容および指導計画」には、「歯ブラシの動かし方や角度などに気をつけてバス+スクラビング法で磨くように話す。」との記載がある。

また、同歯牙について、同月三〇日の欄には、「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載があり、同年六月三日の欄には、歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤等の各項目はいずれも「改善」と記されている。「指導内容および指導計画」には、「舌側部の磨き方がうまくできていないようだ。プラークはあまり残っていないようなので、意識して歯ブラシに角度をつけ、一歯磨きをするように話す。」との記載がある。

また、同日欄には、右記載に続けて「再P除石」の記載があり、同年六月一〇日、同月一四日の各欄にも、同歯牙について同じ記載がある。

(三) 古いブリッジの除去と本件被覆冠二及び三の除去

平成七年七月四日の欄には、右上四番ないし六番の各歯牙について「ダミー切除」の記載があり(右上四番ないし六番に装着されていた古いブリッジを切断したとの意味である。「ダミー」とは、右上五番の人工歯である)、これに続けて、右上六番の歯牙について「FCK除去」(ブリッジを除去したという意味)及び「歯周治療用装置ヒフク冠set」の記載があり(本件被覆冠二である。)、また、右上四番の歯牙について「メタルコアー除去」の記載がある。

また、同日欄には、歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、.発赤には、「不変」と「改善」の双方に丸印が記され、腫脹及び排膿にはいずれも「改善」に丸印が記されている。「指導内容および指導計画」には、「プラークはあまり付着していないが、上顎臼歯部に磨き残しが見られる。もう少し時間をかけて、歯ブラシが確実に歯頸部に当たっていることを確認しながら磨くことを話す」との記載があり、また、これと明らかに異なる筆跡で、「左上五部発赤あり」との記載がある。

同月一二日の欄には、右上四番の歯牙について、「メタルコアー i n p」(メタルコアーの印象採得)の記載があり、また、「歯周治療用装置ヒフク冠set」(本件被覆冠三である。)、 「次」 Br inp」(次回、ブリッジの印象採得を予定しているとの意味)の各記載がある。

(四) メタルコアの印象採得、ブリッジの装着

その一週間後である同月一九日には、右上四番の歯牙について、「銀合金メタルコアーset」(メタルコアーの装着の意味)の記載があり、同歯牙及び右上六番の各歯牙について「ワンピース2Br—inp」(ブリッジの印象採得の意味)、「失pzFCK、生pzFCK」(ブリッジ装着のための歯冠形成の意味)の各記載がある。

そして、同月二八日の欄には、「ワンピースBrSet」(ブリッジを装着したとの意味)の記載がある。

2 「治療計画書に基づく」ものか否かについて

(一) 治療計画書、カルテの記載について

前記診療録(甲第七号証の三枚目)のとおり、原告は阿部の治療計画書を作成しているが、これには、本件被覆冠二及び三を装着した右上四番ないし六番の各歯牙の処置内容として「除石」、「Cr」(ブリッジの意味である(甲第一〇号証。))、の記載しかなく、本件被覆冠二及び三のいずれの装着予定の記載もない。のみならず、右診療録のカルテ本体(甲第七号証の五枚目以下)にも、右各被覆冠の装着予定を記した箇所は存しない。また、前記診療経過のとおり、古いブリッジを装着したまま歯周治療を続け、これを除去して新たなブリッジの装着に取りかかる段階で、発赤箇所が見つかったとして、急遽、治療用被覆冠を装着するなどということは、到底P・型の治療手順を踏まえたものとは評価し得ない。したがって、実際の診療経過に照らしても、本件被覆冠二及び三の装着が治療計画に基づくものとは認め難い。

仮に右被覆冠が右時点で急遽必要となったものであるとすれば、当初から計画、予定されたものでないことは明らかであり、また、前記診療録の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」(甲第七号証の四枚目)には、その旨の治療計画変更の記載もない。

以上のことから、右各被覆冠が治療計画書に基づき装着されたものといえないことは明らかである。

(二) 原告の陳述書(甲第二〇号証)について

原告の陳述書中には、歯周治療用装置は、除石やCr(ブリッジ)の装着に伴い当然に予定された処置であり、これらについての治療計画書の記載は、歯周治療用装置のそれをも含むものと解すべきである旨の記述がある(甲第二〇号証の三五、三六ページ)。

しかし、前述のとおり、「除石」は歯周病の治療には例外なく行われるとあってよく、右処置が歯周治療用装置の装着を当然に予定したものといえないことは明らかである。

また、歯周治療用装置は、歯周組織の維持、改善の観点から必要性が認められる場合に用いられるものであり(証人鴨井調書)、最終的治療としてブリッジの装着が

予定されている場合、常に用いられるものではない。したがって、治療計画書のブリッジの記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると解することはできない。

原告の主張によれば、治療計画書にブリッジに関する記載があれば、その装着までの間に行われる処置のほとんどの予定が読みとれるかの如くであるが、それでは、治療計画書を作成する意味がなくなってしまう。

したがって、前記陳述書の箇所は採用し得ない。

3 「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否か

前述のとおり、本件被覆冠二は、右上六番の歯牙について、古いブリッジ除去後、新たなブリッジの印象採得及びその装着のための歯冠形成を行うわずか一週間前に装着されたものである。また、本件被覆冠三は、メタルコアの印象採得と同時に、しかも右上六番の歯牙と同様、そのわずか一週間後に新たなブリッジの印象採得を控えた時期に装着されたものである。右時期は、除石やプラーク除去といった歯周治療のための一連の処置はすべて終了していた。

このような歯周治療の終了した最終的治療に入る段階で装着された右各被覆冠は、メタルコアやブリッジの印象採得、装着といった最終的処置とは独立して高い点数に値するような治療処置とは評価し得ず、これらの最終的処置の一環としてこれに含めて評価されるべきものである。

したがって、右各被覆冠は、その装着時期からして、「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものとは解し得ない。

4 「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて

(一) 本件被覆冠二及び三の装着と歯周治療の関係

前述のとおり、原告は、平成七年一月一九日から、阿部に対する除石、プラークコントロール等の歯周初期治療を行っているが、この間の歯周疾患指導管理によれば、右上四番ないし六番の歯牙のプラークコントロールは良好で、歯肉の発赤、腫脹及び排膿には、同年七月四日に至るまですべて「改善」と記され、指導内容、指導計画にも、歯肉の状態が不良であることを示唆する記述は見当たらない。

このように、阿部の前記各歯牙の歯肉の状態が一貫して良好に保たれていたことは明らかであり、また、ブリッジの印象採得や歯冠形成を一週間後に控え、あるいは、メタルコアの印象採得に既に着手した平成七年七月四日ないし同月一二日の時点では、除石、プラークコントロールといった一連の歯周治療は既に終了していたのであるから、右各歯牙の歯肉の状態は、格別の治療を要しない程度にまで改善されていたとみるのが相当である。

したがって、右各時点で装着された本件被覆冠二及び三が、歯周組織の維持、改善の目的で用いられたとは解し得ず、これらが「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものであるとは認められない。

(二) 原告の主張に対する反論

原告は、平成七年七月四日の診療時に右上四番ないし六番の歯について古い冠を

外したところ、炎症箇所が見つかったので、その治療のため右各被覆冠を治療目的で装着した旨主張し(平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙二の四)、原告の供述中にはこれに沿う部分もある。

しかし、前記診療録(甲第七号証)の右日付けの右各歯牙の歯肉の発赤腫脹及び排膿の各項目に、いずれも「改善」と記されていることは前述のとおりである(発赤の欄には「不変」にも丸印が付されているが、「不変」とは以前の状態と比較してはじめていえることであって、このとき初めて見つかった発赤について「不変」と記すこと自体不可解である。)

しかも、同欄の「指導内容および指導計画」欄にはそのような炎症箇所が存することを示唆する記載はない。もっとも、同欄には「左上五部発赤あり」との書き込み部分が存するが、他の記載とは明らかに筆跡が異なり事後に書き込みがされた形跡がうかがわれる。

これらのことからすれば、前記各歯牙に原告のいう炎症が存したかは極めて疑わしい。

古い冠等を除去した場合、軽度の炎症箇所が発見されることもないとはいえないが、そのような炎症は、その原因である冠等の不適合物を除去すれば、自然治癒する程度のものであり、長期にわたる治療を要する歯周疾患とは根本的に異なる。そして、原告が前記炎症箇所が発見されたとする平成七年七月四日のわずか八日後の同月一二日には、右上四番の歯牙のメタルコアの印象採得を行っていることからしても、治療を要する程度の歯肉の炎症が存したとは到底考え難い。

したがって、原告の前記主張等は採用し得ない。

5 まとめ

以上のとおり、本件被覆冠二及び三が歯周治療用装置として最終的治療であるメタルコアやブリッジの印象採得や歯冠形成ないしこれらの装着とは別個に、歯周治療の目的で用いられたものとして特に高い点数を加算するに値するものでないことは明らかである。むしろ、右各被覆冠は、右最終的処置を行うまでのごく短期間、ブリッジ除去後の歯牙の審美性や細菌感染防止を図る目的で装着された暫間被覆冠とみるのが相当であり(証人鴨井調書)、右各最終的処置の点数に含めて評価すべきものというべきである。

したがって、右各被覆冠について歯周治療用装置としての診療報酬請求が認められないことは明らかである。

第六 結論

以上の次第であり、本訴請求は理由がないから、棄却されるべきである。